

上松町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	上松町教育委員会
任命権者	上松町教育長
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
上松町における障害者雇用に関する課題	本機関の職員は全て町長部局からの出向者である。 令和元年６月１日現在では、法定雇用率２.５％を満たしている。 本計画のもと、組織的な体制整備及び各種取組を検討し、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	法定雇用率の維持 （評価方法）毎年度、採用者全員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 （評価方法）毎年度、人事記録等を基に、定着状況を把握し、進歩管理を行うものとする。
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育次長を選任する。 ○障害者職業生活相談員については選任しないものの、必要に応じて町長部局の障害者職業生活相談員と連携し、障害者である職員からの相談等に対応していく。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○町長部局に設置する相談窓口（総務課）と連携して相談等に対応し、また人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
４．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。